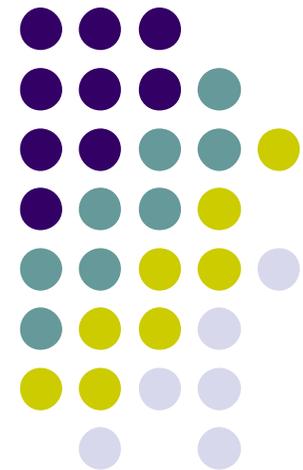


絶滅のおそれのある野生 動植物の種の保存に関する 法律の在り方について

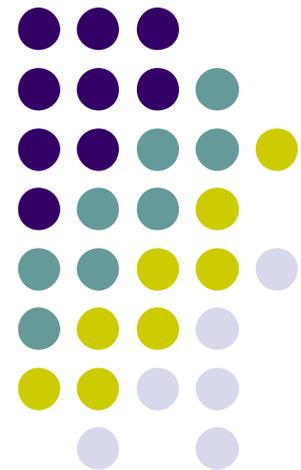




目次

1. 会社紹介
2. 観賞魚市場動向について
3. アジアアロワナの商業輸入に関して
4. 絶滅の恐れのある野生動植物に関する法律の検討事項に対する考察

1. 会社紹介





神畑養魚株式会社

KAMIHATA FISH IND.LTD.



- 業務内容 : 観賞魚、観賞魚用飼育器具の輸出入及び卸、
観賞魚の養殖
- 創業 : 明治10年
- 設立 : 昭和36年11月1日
- 資本金 : 1,422.5万円
- 従業員数 : 124名
- 本社 : 兵庫県姫路市
- 事業所 : 姫路支店、東京支店、山崎養魚場、
姫路養殖センター、東京養殖センター、
指宿養殖センター、南九州養殖センター



神畑養魚株式会社 事業所所在地



<事業所>

姫路支店

東京支店

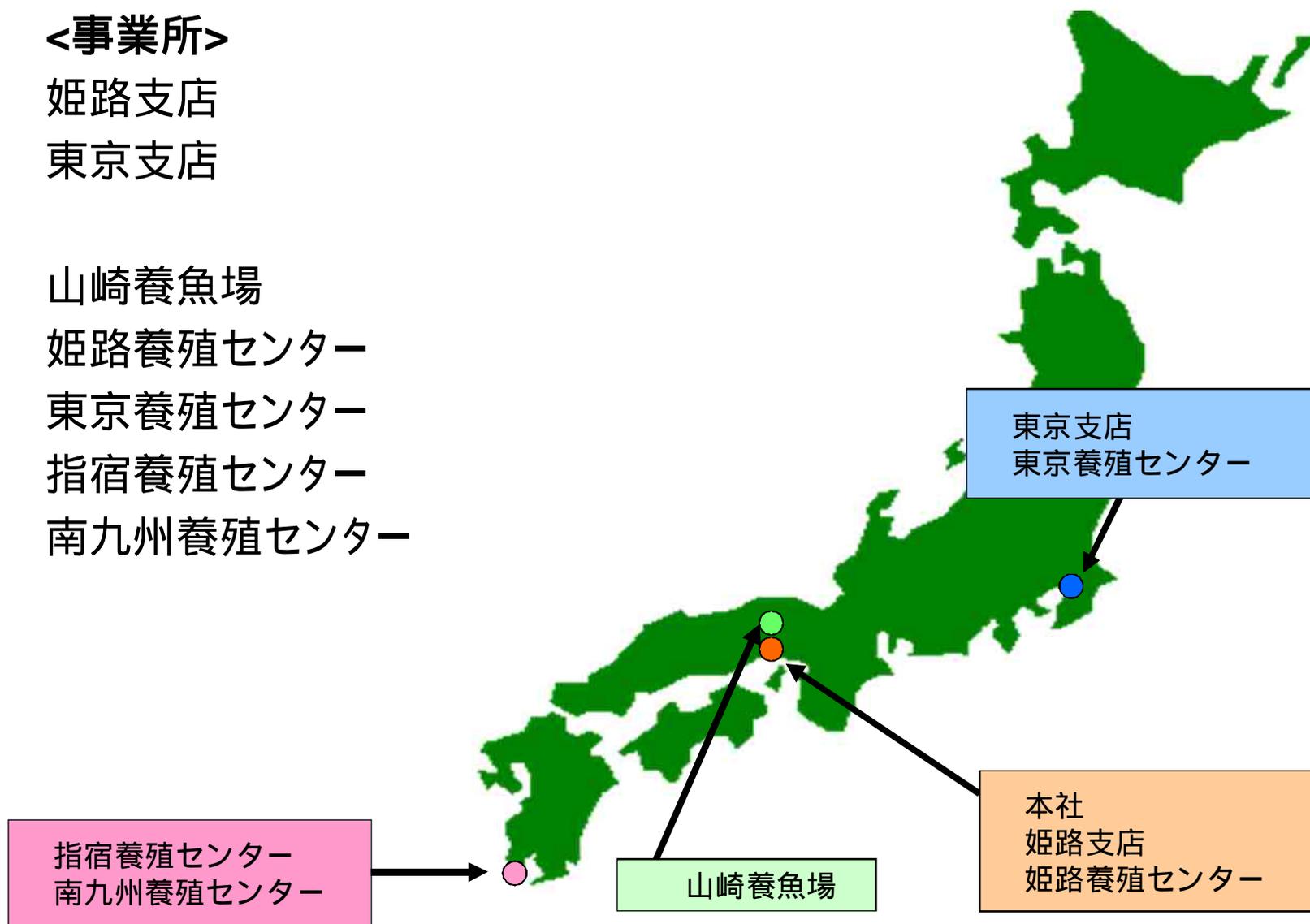
山崎養魚場

姫路養殖センター

東京養殖センター

指宿養殖センター

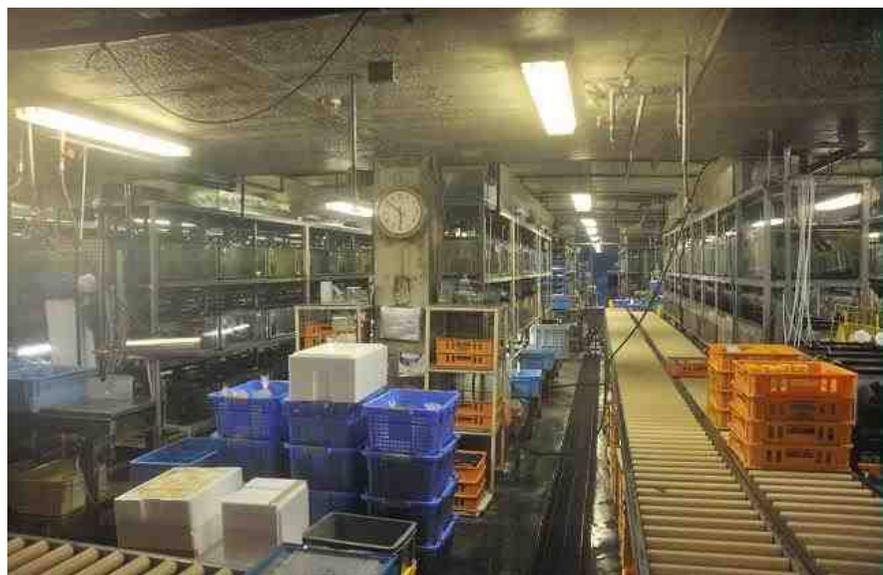
南九州養殖センター



神畑養魚 東京支店



神畑養魚 姫路支店



東京養殖センター 外観

水槽本数約800本



姫路養殖センター 外観

水槽本数約800本



姫路養殖センター 温室内



ポリプテルスビキールビキールの
繁殖に成功



指宿養殖センター 外観



2009年開設
総面積 約5,000坪

指宿養殖センター 施設内



様々なバリエーションの
メダカや国産水草を生産



南九州養殖センター 外観



2013年開設
総面積 約5,500坪



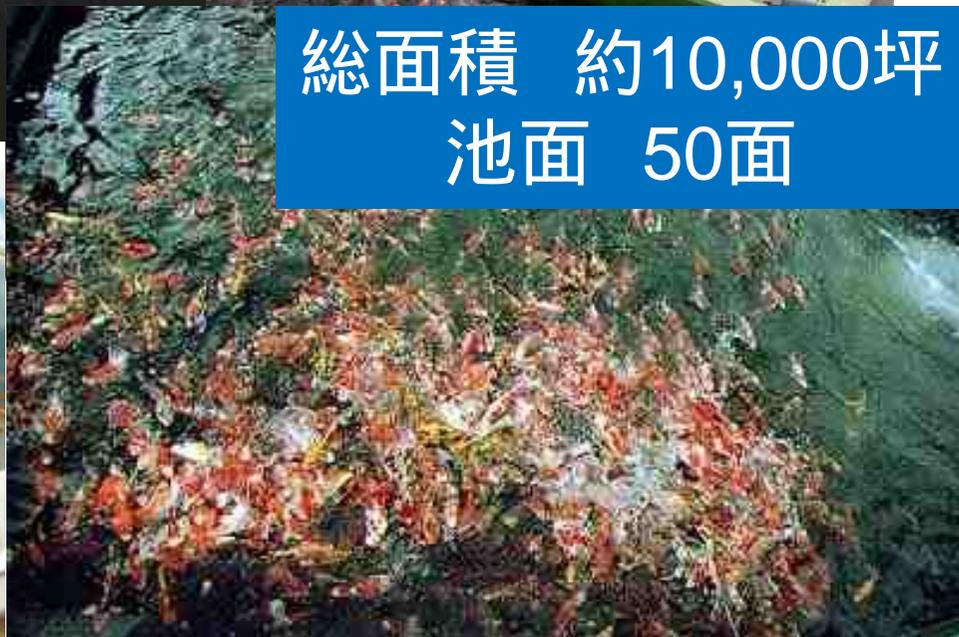
温暖な天然海水が
取水できる施設



山崎養魚場



總面積 約10,000坪
池面 50面



山崎養魚場 施設内



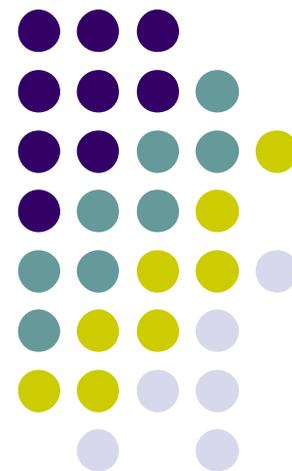
そのままセットできる「寄せ植え水草」を栽培



最近ブームになっている珍しい観葉植物



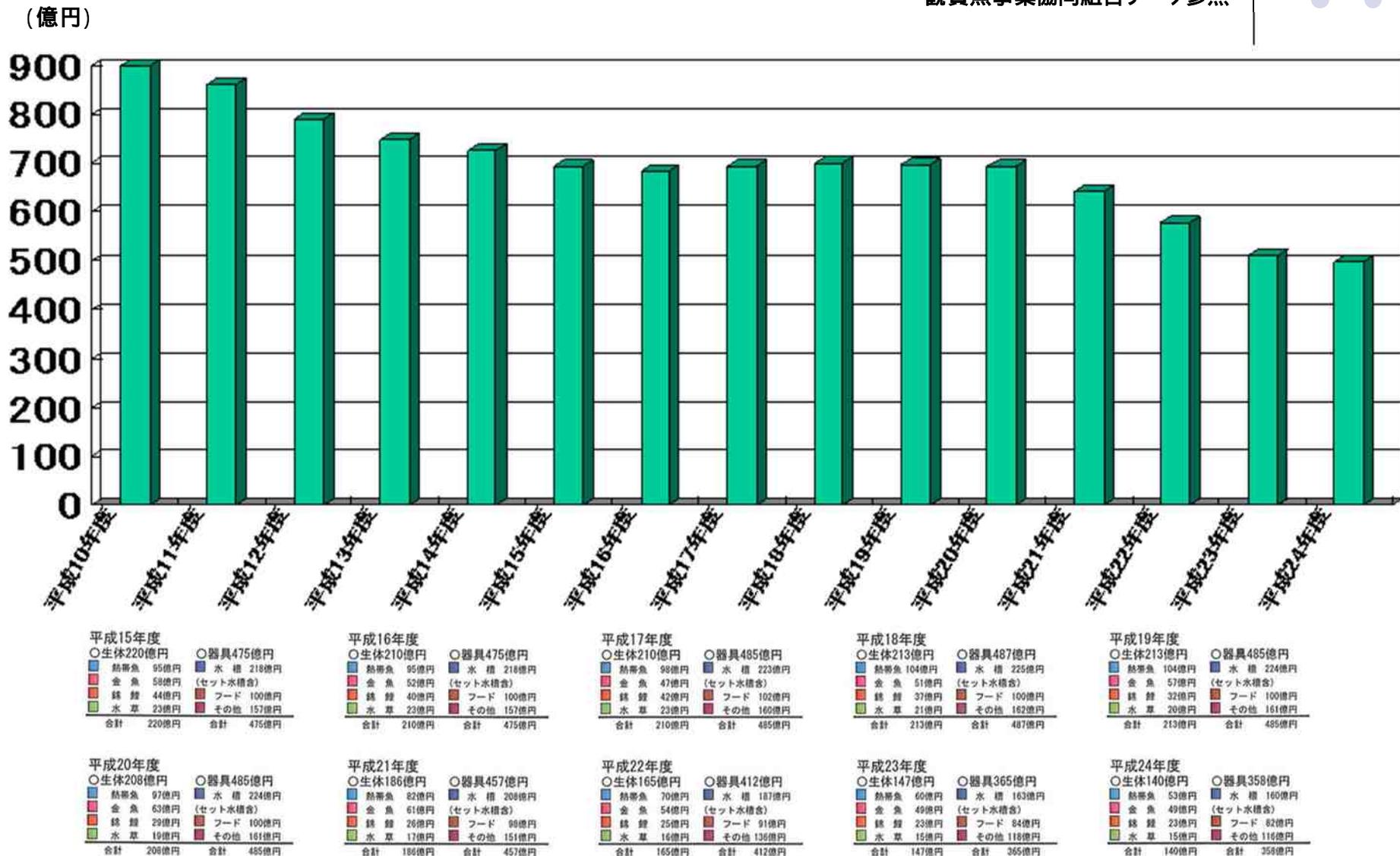
2. 観賞魚市場動向について



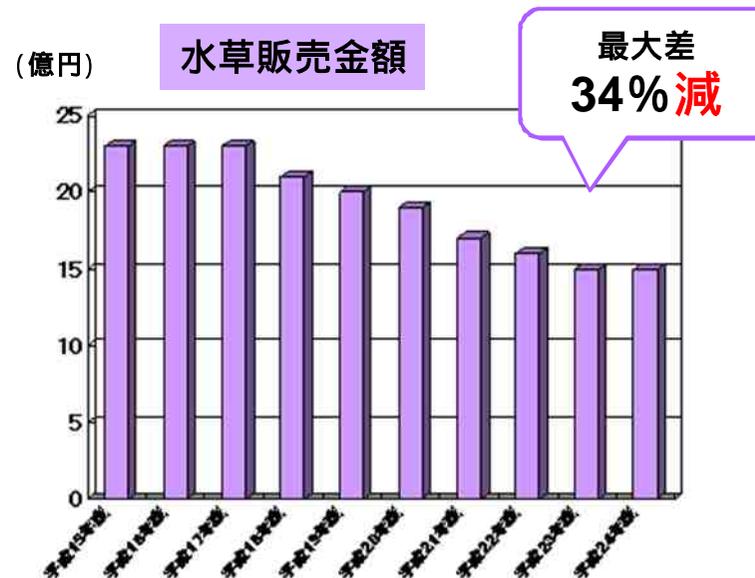
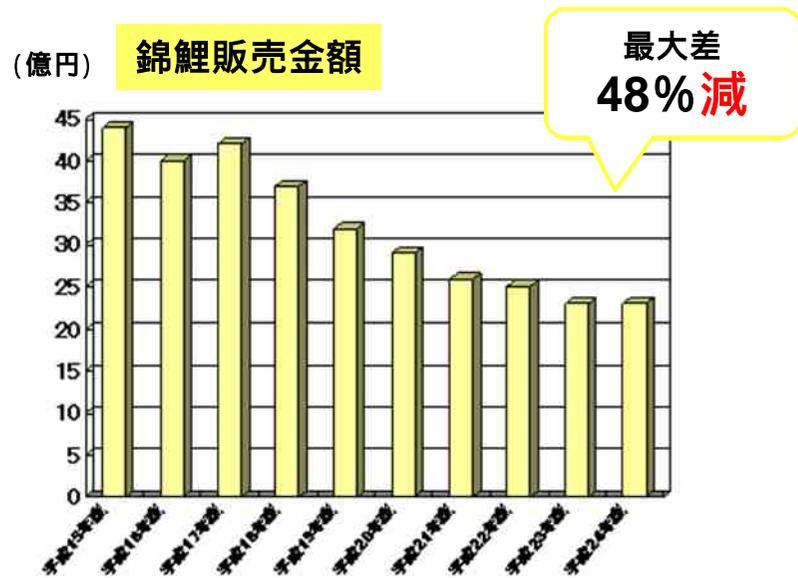
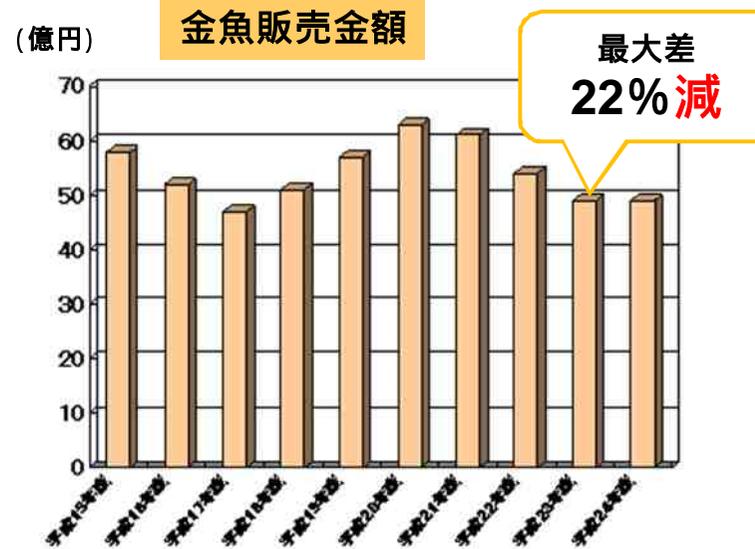
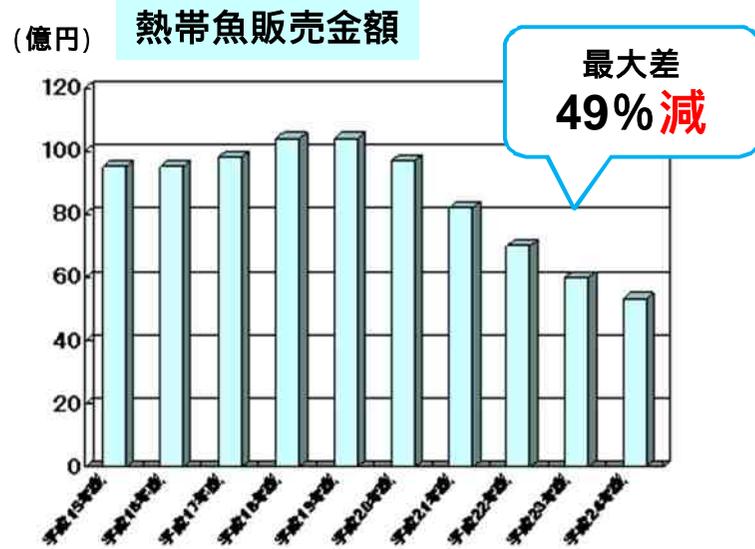
観賞魚市場について



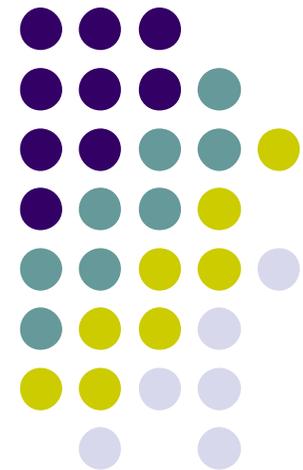
観賞魚事業協同組合データ参照



観賞魚市場について



3. アジアアロワナの 商業輸入に関して



アジアアロワナの商業輸入に関して



1971

アジアアロワナ日本初輸入

1975

アジアアロワナが**CITES**に指定される

1980

日本 CITESに批准。

1987

「絶滅の恐れのある野生動植物の譲渡の
規制等に関する法律」公布。



日本国内の法整備が整い、**輸入禁止**に。

1990

インドネシアからのF2以降の繁殖個体のみ
「希少動植物登録票」をつけることで輸入、飼育可能に

1994

シンガポール、マレーシアからも輸入可能に



現地で養殖方法が確立されたため、
F1個体の繁殖個体から輸入可能に。

現在



現在の輸出国

現在、アジアアロワナ (*Scleropages formosus*) の輸出ライセンスを持っている業者は

マレーシア・・・58社

インドネシア・・・47社

シンガポール・・・32社

タイ・・・2社

Thailand	A-TH-525	Triphorn Arowana Farm Office 870/21 Aurochcuk 42 Sukhumvit 103 Rd Bangkok District Bangkok 231
TH	A-TH-526	AF Arowana Farm (Phuapoo Co. Ltd) No. 8 Soi Pattanakarn 56, Soi 44/45 Pattanakarn Bangkok, Thailand 10250

アジアアロワナの輸入手順

取引先にアジアアロワナをオーダー

取引先が現地政府に輸出許可申請



現地 輸出許可

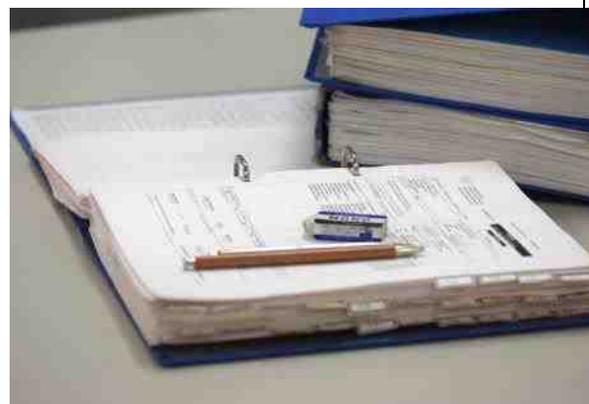
経済産業省に輸入許可申請



日本 輸入許可

取引先にて個体識別チップの挿入

輸入



取引先での個体識別チップ挿入作業



アジアアロワナの輸入手順



個体識別チップの確認/
個体別写真撮影



入荷時個体別
写真撮影の
様子



個体別に入荷
(1尾1水槽)



1尾ごとに
水槽へ入荷

自然環境研究センターに
国際希少野生動植物種登録票申請

登録完了



アジアアロワナの輸入手順



個体識別チップ入りアジアアロワナ(生体)

国際希少野生動植物種登録票

すべてそろって初めて販売が可能となる



個体識別チップ入りアジアアロワナ



個体識別チップ
読取用スキャナー



取引先からの個体識別
チップナンバー入り証明書



国際希少野生動植物種
登録票

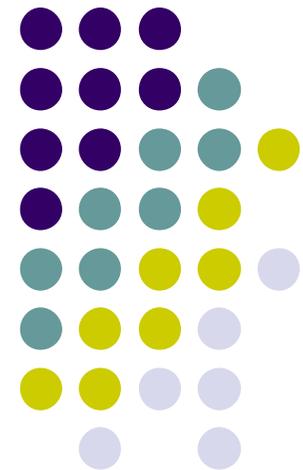
販売先の管理方法

過去5年の販売先データベースを保管



入荷日	1月27日					
	XIAN LENG					
標識番号	番号	登録番号	品種	売り先	出荷日	
A011096						
1	111A	160131	160-000322	GOLDEN	P社	2月18日
2	111A	160132	160-000323	GOLDEN	R社	2月9日
3	111A	160133	160-000324	GOLDEN	R社	2月9日
4	111A	160134	160-000325	GOLDEN	K社	2月19日
5	111A	160135	160-000326	GOLDEN	R社	2月9日
6	111A	160136	160-000327	GOLDEN	B社	2月11日
7	111A	160137	160-000328	GOLDEN	A社	4月20日
8	111A	160138	160-000329	GOLDEN	R社	2月9日
9	111A	160139	160-000330	GOLDEN	Z社	2月10日
10	111A	160140	160-000331	GOLDEN	R社	2月9日
11	111A	160141	160-000332	GOLDEN	N社	2月11日
12	111A	160142	160-000333	GOLDEN	Z社	2月10日
13	111A	160143	160-000334	GOLDEN	R社	2月9日
14	111A	160144	160-000335	GOLDEN	K社	2月10日
15	111A	160145	160-000336	GOLDEN	K社	2月13日
16	111A	160146	160-000337	GOLDEN	R社	2月9日
17	111A	160147	160-000338	GOLDEN	K社	2月13日
18	111A	160148	160-000339	GOLDEN	N社	2月9日
19	111A	160149	160-000340	GOLDEN	N社	2月11日
20	111A	160150	160-000341	GOLDEN	N社	2月11日
21	111A	160151	160-000342	GOLDEN	N社	2月11日
22	111A	160152	160-000343	GOLDEN	N社	2月11日
23	111A	160153	160-000344	GOLDEN		

絶滅の恐れのある 野生動植物に関する 法律の検討事項に対する考察





検討事項

- 登録票へのマイクロチップナンバー記載再開

業界への影響は少ないと予測します。

但し、作業の追加により、自然環境研究センターによる登録票発行遅くなる可能性が出るため、出来るだけ配慮して頂きたい。

- 登録票の更新制度

現状の一般ユーザーによる名義変更が、どの程度実施されているかデータを持ち合わせていないため、どのくらいの作業負荷がかかるか、どの程度の管理が可能かなどの判断は出来かねます。

更新時の追加料金が発生した場合には、管理を進める障害になる可能性が予測されます。



検討事項

- 国内養殖個体に関するの個体識別の方法

マイクロチップ装着の義務化を行う場合に、アジアアロワナなどの観賞魚や爬虫類などの場合には、装着方法などの講習会や、装着作業の委託できる出先機関の選定が必要であると考えます。生体に影響の出ない方法の徹底・周知が重要であるためです。

- CITES 類から 類への変更に対する対応

規制強化のため、類から個体識別が必要な類に変更された場合に、一般愛好家による登録票の申請を促すためには、上記と同様にマイクロチップ装着を委託できる業者・出先機関が必要となります。



検討事項

- 法律改正が発生した場合の情報発信

平成26年の改正に伴う、WEB販売や折り込みチラシなどに、登録票が必要な生体を掲載する場合に、登録番号の表示が義務になった事実の業界周知が進んでいない。今後は、日本観賞魚振興事業協同組合との情報共有をより一層進めて頂ければと考えます。弊社も上記業界団体の理事をしておりますので、積極的にご協力をさせていただきます。

- 登録申請のWEB化

申請書類の配送時間の短縮や書類訂正がある場合の処理スピードアップが出来ますので、ご検討お願い致します。



まとめ

弊社としましては、法令順守を柱に、自社基準による管理体制を徹底し、生体の輸入卸業を営んでおります。そのため、国が定める法律をしっかりと理解し、観賞魚(ペット)業界のため、一般の愛好家のために生体をお届けさせて頂きたいと考えております。生体数に問題が出る可能性がある品種に関しては、自社施設による国内ブリードも推進しています。

この後、ワシントン条約に該当する品種の輸入や流通をしっかりと管理していくためには、“**罰則の強化**”や“**輸入業者の登録制**”などをご検討の程、よろしくお願い致します。